

## 人事行政の運営等の状況の公表

本市の人事行政の運営等の状況について、男鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第15号）第4条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年2月  
男鹿市長 佐藤 一 誠

### 1 任免及び職員数の状況等

(1) 職員数の状況 （各年4月1日現在、単位：人）

事務部局	職員数		対前年 増加数	主な増減理由	
	平成19年	平成20年			
一般行政部門	議 会	6	6	0	
	総 務	98	85	△ 13	事務事業の見直し
	税 務	19	20	1	事務事業の見直し
	民 生	80	81	1	事務事業の見直し
	衛 生	24	18	△ 6	事務事業の見直し
	労 働	1	1	0	
	農 林 水 産	30	29	△ 1	事務事業の見直し
	商 工	16	15	△ 1	事務事業の見直し
	土 木	24	23	△ 1	事務事業の見直し
	小 計	298	278	△ 20	
特別部門	教 育	73	69	△ 4	事務事業の見直し
	小 計	73	69	△ 4	
普通会計計		371	347	△ 24	
公営企業等	病 院	129	122	△ 7	看護師の欠員
	水 道	35	34	△ 1	事務事業の見直し
	下 水 道	10	13	3	事務事業の見直し
	そ の 他	24	29	5	事務事業の見直し
	小 計	198	198	0	
総合計		569	545	△ 24	

※職員数は一般職の職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員を除きます。

(2) 平成19年度実施職員採用試験による採用者数

区 分	採用数
建 築 士	1人
保 健 師	2人
保 育 士	2人

(3) 平成19年度職種別事由別退職者数

(単位：人)

職 種	定年退職	勸奨退職	その他				計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	
一 般 行 政 職	11	7	2		1	1	22
技 能 労 務 職	1						1
医 療 職	1	2	8				11
計	13	9	10		1		34

※一般行政職とは一般事務職、一般技術職などをいい、技能労務職とは自動車運転手、校務員などをいい、医療職とは、医師、看護師などをいいます。

※技能労務職の採用計画については、退職者不補充を基本としています。

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況

(平成19年度普通会計決算統計より)

住民基本台帳人口 (H20. 3. 31)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	18年度の 人件費率
人	千円	千円	%	%
34,376	15,766,689	3,154,660	20.0	20.3

※人件費には、特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況

(平成20年度普通会計12月補正後予算)

職員数 A	給 与 費				職員1人当 りの給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	
346	1,298,857	153,356	514,727	1,966,940	5,685千円
構成比	63.9%	10.3%	25.8%	100.0%	

※職員手当は、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、宿日直手当、特殊勤務手当の各種手当で、退職手当を含みません。

### (3) ラスパイレス指数の状況

区 分	平成19年	平成20年	増減
男鹿市	90.9	92.6	1.7
県内	市平均		
	市町村平均		
全国	市平均		
	全地方公共団体平均 (都道府県を含む)	98.5	
秋田県	100.8		

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数です。

※給与水準を比較する方法には、職員一人あたりの平均の給料額を比較する方法もありますが、団体によっては年齢層の高い職員が多い場合は、一人あたりの平均の給料額が高くなるため、職員の構成によって大きな差が生じてしまいます。ラスパイレス指数は、職員構成を学歴別、経験年数別に区分して、地方公共団体の職員構成を国の職員構成と同一と仮定して比較しているため、より精緻な比較ができます。

※      部分の数値は、現時点では公表されておらず、平成21年3月末に公表される予定です。

## (4) 平均給料月額等

(平成20年4月1日現在)

区 分			
	平均給料	平均給与	平均年齢
一般行政職	320,900円	363,585円	44.03歳
技能労務職	306,300円	323,692円	50.03歳

※給与とは、給料の他に支給されている扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を加えたものをいいます。

## (5) 初任給の状況・経験年数別の平均給料月額

(平成20年4月1日現在)

区 分		初任給	経験年数別平均給料月額		
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	172,200円	270,600円	305,900円	369,800円
	高校卒	140,100円	231,500円	266,700円	331,800円
技能労務職	高校卒	137,200円	—	—	—

※ 技能労務職経験年数別平均給料月額については、対象者が少数のため非公表としております。

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的 職務内容	部長等	課長等	主幹等	課長補佐等	係長・ 主査等	主任等	主事・ 主事補等	
職員数	2人	21人	29人	55人	62人	55人	44人	292人
構成比	0.7%	7.8%	10.8%	20.5%	23.1%	20.5%	16.4%	100.0%

## (7) 手当の状況

## ① 期末・勤勉手当

(平成19年度)

区 分	期末手当	勤勉手当
支給割合	6月支給	1.40ヵ月分
	12月支給	1.50ヵ月分
	合 計	2.90ヵ月分

※職制上の段階、職務の級等による加算措置有 (5~15%)

## ② 退職手当

(平成19年度)

区 分	退職事由	
	自己都合	勸奨・定年
支給割合	勤続20年	23.500月分
	勤続25年	33.500月分
	勤続35年	47.500月分
最高限度額	59.280月分	59.280月分
1人当たり平均支給額	3,059千円	25,113千円

## ③ 時間外勤務手当

区 分	平成18年度	平成19年度
支給総額	65,562千円	51,588千円
職員1人当たり支給年額	216千円	173千円

※普通会計分

## ④ 特殊勤務手当

## 1) 支給状況

(平成19年度)

職員全体に占める手当支給職員の割合	10.5%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	7,333円

※普通会計分

## 2) 手当の種類

(平成20年4月1日現在)

手当の種類	支給額	
市税事務に従事	1日	200円
感染症防疫作業に従事	1日	4時間未満 200円
	1日	4時間以上 300円
福祉事務所に勤務する現業職員	1日	200円
行旅病人及び行旅死亡取扱いに従事		行旅病人 1人につき1,000円
		行旅死亡人 1体につき2,000円
用地交渉に従事		200円
夜間看護等手当		公営企業の状況-①病院事業に掲載
診療に従事		〃
危険業務に従事		〃
清掃施設に従事	1回	500円
特殊自動車の運転業務に従事	1日	200円

## ⑤ 扶養・通勤・住居手当

(平成20年4月1日現在)

手当名	区分	支給額
扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外(1人につき)	6,500円
	配偶者のない職員の扶養親族1人目	11,000円
	16歳から22歳(1人につき)	5,000円加算
通勤手当	交通機関利用	支給限度額 55,000円
	交通用具使用者	支給限度額 24,500円
住居手当	借家	家賃23,000円以下 家賃-12,000円
	持家(新築から5年まで)	家賃23,000円を超える (家賃-23,000円)÷2+11,000円 (支給限度額 27,000円)
		2,500円

## (8) 特別職の報酬等の状況

(平成20年4月1日現在)

区分		給料(報酬)月額	期末手当
給料	市長	858,000円	(平成19年度支給割合) 6月期 1.60月分 12月期 1.65月分 計 3.25月分
	副市長	646,000円	
報酬	議長	424,000円	
	副議長	379,000円	
	議員	363,000円	

(9) 公営企業職員の状況

① 病院事業

1) 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
19年度	2,332,197	△ 527,614	1,161,720	49.8	50.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	121	476,684	174,502	182,692	833,878	6,892

(注) 職員数は、平成20年4月1日現在の人数である。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	50.09 歳	532,825 円	1,649,089 円
診療技術員	47.00 歳	337,200 円	552,196 円
看護師	41.03 歳	304,533 円	470,498 円
事務職員	41.10 歳	320,389 円	539,087 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		83,498 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		860,804 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		78.2 %	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療行為手当	医師、診療技術員、看護師	診療行為	診療行為に応じて 医師合計120万円以内 その他職員合計5万円以内
往診手当	医師	往診	往診料の100分の8
手術手当	医師	手術執刀・全身麻酔 手術助手	手術料・麻酔料の100分の8 手術料の100分の4
危険手当	診療技術員	放射線業務 検査業務	給料月額12% 給料月額8%
夜間看護手当	看護師	夜間看護業務	勤務1日につき2,900円から3,300円

イ 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	27,205 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	247 千円
支給実績(平成18年度決算)	36,215 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	323 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

② 水道事業

1) 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 652,739	千円 △ 15,291	千円 126,427	% 19.4	% 17.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 17	千円 66,366	千円 10,207	千円 26,455	千円 103,028	千円 6,060

(注) 職員数は、平成20年4月1日現在の人数である。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
45.09 歳	338,737 円	505,041 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	1,030 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	86,833 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	82.4 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
検針及び徴収手当	検針及び徴収に従事する職員	検針及び徴収業務	日額300円
給水及び供給作業手当	水道の現場に従事する職員		日額500円
	水道の現場に緊急呼出で従事する職員		1回1,500円

イ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	2,704 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	159 千円
支給実績(18年度決算)	3,977 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	234 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

③ ガス事業

1) 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 581,855	千円 21,025	千円 144,847	% 24.9	% 26.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 17	千円 74,536	千円 14,849	千円 30,168	千円 119,553	千円 7,032

(注) 職員数は、平成20年4月1日現在の人数である。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
47.06 歳	369,410 円	563,821 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	4,881 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	305,081 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	94.1 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
検針及び徴収手当	検針及び徴収に従事する職員	検針及び徴収業務	日額300円
給水及び供給作業手当	ガスの現場に従事する職員		日額500円
	ガスの現場に緊急呼出で従事する職員		1回1,500円
待機手当	男鹿ガス製造所において待機する職員	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始待機業務	昼間・夜間 1回8,000円

イ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	1,886 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	107 千円
支給実績(18年度決算)	2,513 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	180 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

一週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:00~12:45

#### (2) 休暇の状況

##### ① 休暇制度の概要

##### 1) 休暇の種類

種類	内容
年次休暇	1年に20日（新規採用の年は採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数（20日を限度）は翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合与えられる。（90日）
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。（主な特別休暇は次の表のとおり。）

##### 2) 主な特別休暇

種類	内容（日数等）
ボランティア休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるとき。（年5日以内）
結婚休暇	職員が結婚する場合。（5日以内）
出産休暇	女性職員が出産する場合。（産前8週間及び産後8週間）
配偶者出産休暇	妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合。（2日以内）
子の看護等休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるとき。（年5日以内）
服忌休暇	親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当であると認められるとき（親族区分により定める日数。最高で7日以内）
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合（5日以内）

##### 3) 育児休業等の状況

種類	取得可能日数
育児休業	当該子が3歳に達する日まで
部分休業	当該子が3歳に達する日までの間、一日を通じて2時間以内

②平成19年年次休暇の取得状況

(単位：日)

対象人数 A	総付与日数 B	総使用日数 C	使用率(%) D(C/B*100)	1人当たり 平均使用日数 E(C/A)
565	20,933	6,522	31.2	11.5

※平成19年12月31日現在在職職員（長期休職者、派遣職員等は除きます。）の状況。  
 休暇集計期間は平成19年1月1日から平成19年12月31日まで。  
 使用日数は、使用数の端数時間部分を日数に切上げた集計となっています。

③平成19年度育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(単位：人)

育児休業（女性）			育児休業（男性）			部分休業	介護休暇
取得可能者数	取得者数	取得率(%)	取得可能者数	取得者数	取得率(%)	取得者数	取得者数
10	10	100.0	9	0	0.0	0	1

※育児休業「取得可能者数」とは、平成19年度に新たに育児休業が取得可能となった職員をいいます。  
 育児休業の「取得者」とは、平成19年度に新たに育児休業を取得した者の数をいいます。

#### 4 分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 平成19年度分限処分の状況

分限処分とは、職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行う不利益処分（降任・免職・休職・降給）のことをいいます。

(単位：件)

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合					
心身の故障の場合			4		4
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
計			4		4

※平成19年度は上記に該当する分限及び懲戒処分はありませんでした。

##### (2) 平成19年度懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分（戒告・減給・停職・免職）をいいます。

(単位：件)

行 為 区 分	戒告	減給	停職	免職	計
信用失墜行為				1	1
一般服務違反					
一般非行					
道路交通法違反（職務遂行中）					
道路交通法違反（その他）					
監督責任					
計				1	1

#### 5 サービスの状況

##### (1) サービス規律の内容

職員のサービスに係る倫理の保持に一層努める旨を平成19年4月、6月、12月、1月に通知しています。

6 研修の状況

(1) 平成19年度に実施した研修の状況 (単位：人)

区 分		受講者数
派遣研修	新規採用職員研修	8
	課長研修	2
	係長研修	3
	中堅職員研修	4
	行政法研修	3
	人事管理研修	1
	クレーム対応研修	6
	メンタルヘルス研修	1
	県・市町村職員合同研修（23科目）	35
	市町村職員海外研修	1
	自治大学	1
	東北自治研修所中堅職員研修	1
	市町村職員中央研修所	5
	東北広報サミット	1
	地域公共交通活性化研修	1
独自研修	勤務評定研修	46
	専門研修	28
	メンタルヘルス研修	41
	管理職特別研修	38

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

労働安全衛生法第66条の規定に基づき平成19年度に実施した健康診断等の受診状況、および平成19年度に発生した公務災害の件数を掲載しています。

(1) 健康診断等の状況

(単位：人)

区分	内容	受診者
定期健康診断	(全員対象) 身体測定、胸部X線、血圧、尿、心電図、血液(35歳、45歳以上)、眼底、視力、聴力	170
人間ドック	(希望受診) ※共済組合からの助成あり	152

(2) 公務災害の状況

(単位：件)

申請	申請		
	認定	不認定	継続審議
公務災害	3	3	
通勤災害			

(3) 利益の保護（公平委員会への申立）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、使用者である地方公共団体の当局が必要な措置を執るべきことについての要求を、またその意に反して懲戒処分等不利益な処分に関して、それについての不服申立てを公平委員会に対してすることができることとなっています。平成18年度において措置要求及び不服申立てはありませんでした。